一八　環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令　一　83　一〇六

一九　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一六　一

二〇　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令　一九　一

二一　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一九　一

二二　公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一九　二

規則

二　**○会計検査院**　会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則　一　二

三　計算証明規則の一部を改正する規則　一　二

○人事院

一―四―三〇　人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則　一　83　一〇六

九―二―七三　人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則　一　83　一〇六

九―六―九二　人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則　一　83　一〇七

九―一七―一七〇　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則　一　83　一〇八

九―三〇―一〇九　人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則　一　83　一〇九

九―一二三―四三　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則　一　83　一一三

告示

○内閣府

三三　沖縄振興特別措置法施行令第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を定める件の一部を改正する件　一　83　一一三

三四―三七　国家戦略特別区域計画の変更を認定した件　四　二

三八―五三　アイヌ施策推進地域計画を認定した件　四　二

五四―六八　アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件　四　四

六九―七三　構造改革特別区域計画を認定した件　九　一

七四―八一　構造改革特別区域計画の変更を認定した件　九　二

八二―八三　構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　九　三

八四―八五　総合特別区域計画の変更を認定した件　一一　一

八六　総合特別区域の区域を変更した件　一一　二

八七―八八　総合特別区域計画の認定を取り消した件　一一　二

八九―九〇　総合特別区域の指定を解除した件　一一　二

九一　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の規定により、注視区域及び特別注視区域を指定する件　一二　93　五

九二　事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の一部を改正する件　一一　98　一八

○内閣府、財務省

三　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件　二四　83　一

○宮内庁

四　天皇皇后両陛下は第七十四回全国植樹祭に御臨場になる件　三　二六

○公正取引委員会、消費者庁

一　化粧品の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件　三　一七

○国家公安委員会

一五　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二　一二

一六　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　三　一二

一七　普通自転車の型式認定番号を指定した件　四　一二

一八　原動機を用いる歩行補助車等の型式認定番号を指定した件　四　一二

一九　原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件　四　一二

二〇　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人島根県暴力追放県民センターから住所等の変更の届出があった件　五　一二

二二　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告大量破壊兵器関連計画等関係者を公告する件　一　特31　二二

三九―四七　**○金融庁**　銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件　四　三〇

四八　銀行法第五十五条第三項の規定により銀行持株会社に係る認可がその効力を失った件　五　三〇

○金融庁、法務省、財務省

二　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　一　一六

○金融庁、財務省

一　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件の一部を改正する件　三　一七

○デジタル庁

一〇　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　二　一

〃　五　三〇

○デジタル庁、総務省

一一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務　二　一

一七　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二　一

一八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二　一